

令和 7 年 7 月 29 日付け県公報第 642 号目次中、次のとおり訂正する。

ページ 行

1 上から 6

誤

港湾法施行令第 13 条第 3 号の港湾管理者が指定する行為

正

港湾法施行令第 15 条第 3 号の港湾管理者が指定する行為